

広島県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十年八月七日

広島県知事 藤田雄山

| 名称                    | 所在地                      | 指定年月日      |
|-----------------------|--------------------------|------------|
| グレース歯科クリニック           | 呉市本通五丁目九番一七号 岡本ビル<br>二〇一 | 平成二〇年一月十五日 |
| 医療法人社団 ツネトウ<br>胃腸科・外科 | 三原市須波西町二〇七九番一号           | 平成二〇年一月一日  |